

## 鴨川条例禁止行為等の指導状況について

## 1 巡視頻度等

- バーベキューの巡視 : 3月 ~ 11月 平日、土日  
 打ち上げ花火等の巡視 : 6月 ~ 9月 平日、土日  
 放置自転車の撤去 : 平成22年4月より京都市が実施  
 鴨川環境保全区域の巡視 : 月1回  
 鴨川納涼床の巡視 : 設置時に巡視、以降撤去まで随時巡視  
 ※落書きの巡視については他の巡視と同時に実施

## 2 指導状況

平成20年4月の全面施行後の指導状況は以下のとおりです。(平成31年3月現在)

	バーベキュー (件)				自動車 バイク 乗入 (台)	打ち上 げ花火 (件)	放置自転車等 (台)	
	禁 止 区 域			禁 止 区 域 外			移動台数	返還台数
	出 町	柵 野	小 計					
20年4月 ~21年3月	13	78	91	170	1,372	127	1,536	705
21年4月 ~22年3月	8	34	42	127	1,137	146	988	547
22年4月 ~23年3月	2	32	34	112	878	76	京都市が 実施	19
23年4月 ~24年3月	3	11	14	55	959	38	京都市が実施	
24年4月 ~25年3月	3	11	14	53	1,434	50		
25年4月~ 26年3月	5	16	21	49	※1 579	36		
26年4月~ 27年3月	6	10	16	67	513	49		
27年4月~ 28年3月	0	15	15	55	509	72		
28年4月~ 29年3月	3	13	16	36	475	50		
29年4月~ 30年3月	3	5	8	77	510	36		
30年4月~ 31年3月	1	6	7	※2 47	465	21		
合 計	47	231	278	848	8,831	701		

## 〈禁止行為の傾向・特徴等〉

◆各禁止行為とも、条例が制定された平成20年度以降減少しており、近年では巡視開始当初の1~3割程度の件数まで減少している。

◆行為者へは口頭指導、チラシの配布等を通じて条例の趣旨を周知している。

※1 平成25年4月、違反が目立った御池大橋下流右岸にバイク進入防止柵を設置した。

※2 平成30年度に八瀬の巡視を試行：137件（47件の外数）

# 高野川（八瀬叡山口）BBQ等対策看板レイアウト（案）

【位置図】



【設置イメージ】 看板寸法：縦1000×横1500mm



約1,500mm

## 高野川を利用される皆様へお願い

他の利用者や近隣住民への迷惑となる行為をしないようご協力ください。

- バーベキュー等による河川敷の独占使用や大声で騒ぐこと。
- ゴミの放置  
(ゴミはお持ち帰りください。)
- 夜間の利用、打ち上げ花火



約1,000mm

八瀬叡山保勝会 京都府下鴨警察署 京都府京都市土木事務所

# 平成31年春の鴨川河川敷における自転車 安全運転啓発について（実施結果）

## 1 趣旨

府では、京都府鴨川条例に基づき、鴨川等の河川環境を安心・安全で良好かつ快適なものとして次の世代に引き継ぐために、鴨川等の快適な利用の確保に向けた取組を進めているが、鴨川河川敷において自転車の高速運転やマナーが問題となっていることから、自転車の安全運転に係る啓発活動を実施。

## 2 実施内容

### (1) 啓発資材の配付（チラシ等）

日時 平成31年3月20日（水） 午前8時～

場所 ① 鴨川 北大路橋上流左岸（高水敷及び半木の道）  
② 鴨川 賀茂大橋上流左岸（高水敷）

参加者 19名

京都府（河川課、京都土木事務所）

京都府交通対策協議会（京都府安心・安全まちづくり推進課）

京都府下鴨警察署

京都市左京区役所

ボランティア

結果 約210名の通行者に啓発資材を配付し、マナー向上を呼びかけ



### (2) KDDI（株）による自転車のながらスマホ防止VR体験

日時 平成31年4月7日（日）11:00～15:30

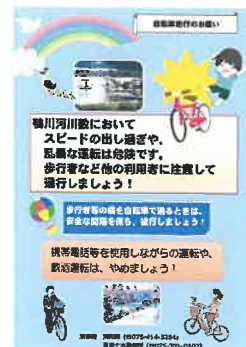
場所 半木の道（第45回鴨川茶店）

参加者 6名

KDDI（株）、京都府（安心・安全まちづくり推進課、河川課）

結果 77名の府民の方が、VRを体験

その他 4月6日～7日に、鴨川茶店の啓発ブースで、啓発資材の配布や、啓発ポスターの掲出を実施



第45回鴨川茶店(H31.4.6~4.7)  
鴨川河川敷での自転車安全運転啓発・  
禁煙啓発 写真



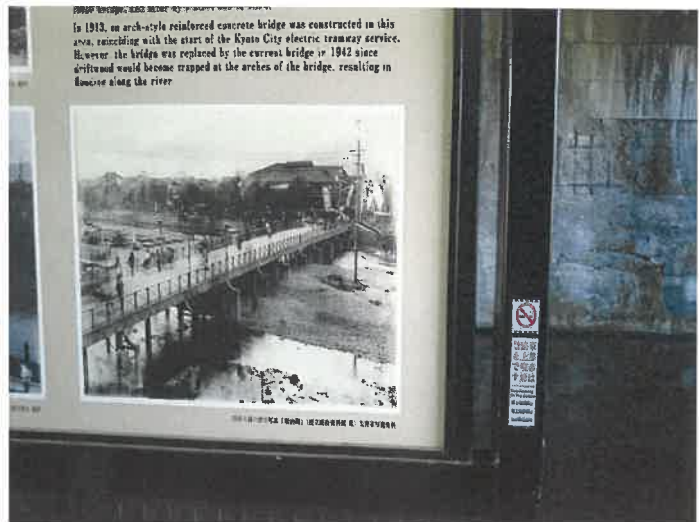
※ この他、京都市くらし安全推進課が、路上喫煙禁止の啓発資材配布を実施



# 路上喫煙禁止啓発シール貼付状況



府立医大前ベンチ



四条大橋下 鴨川ギャラリー

七条大橋下流左岸の落書き箇所  
(警察と現場検証した箇所)



増水への注意を呼びかける注意喚起看板  
(同一箇所の写真)



鴨川条例規制看板(自動車等の乗入れ禁止)  
(同一箇所の写真)